



りそな銀行アジアニュース

平成25年9月27日
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

「第2次エコカー投資奨励策について」

タイ投資促進委員会（BOI）は8月28日、国際標準の省エネ自動車「エコカー」生産事業に対する第2次投資奨励策「エコカー2プロジェクト」の導入および諸条件を発表しました。自動車メーカー各社を対象に2014年3月まで投資申請を受付けます。本奨励策では在タイ自動車部品メーカーの開発支援を行うことで法人税の免除期間が追加される為、部品メーカーの更なる裾野拡大が期待されます。尚、認可を受けた事業者は2019年までに生産開始を行う必要があります。詳しくは以下の通りです。

● エコカーの規格

1. 排気量はガソリン車で1300cc以下、ディーゼル車で1500cc以下。
2. 搭載エンジンは欧州排出ガス規制「ユーロ5」の基準を満たすとともに、二酸化炭素（CO₂）排気量を走行1キロ当たり100グラム以下とする。
3. 燃料4.3リットルで100キロ走行可能。

● メーカーに課す条件

1. 車両組み立て、エンジン製造、部品製造・調達を含む一貫製造体制を整え、65億パーツ以上を投資すること。
2. 生産開始から4年目以降の年産台数を10万台以上とすること。
3. 第1次エコカー奨励策で促進権を取得した5メーカー（日産自動車、ホンダ、三菱自動車、スズキ、トヨタ自動車）は生産能力拡張、または第2次奨励策に基づく新規投資のいずれかによる申請が可能。新規投資する場合は、土地代・運転資金を除く50億パーツ（約153億円）以上の投資を条件とする。

● 特別な恩典

1. 設備機械の輸入関税を免除
2. 投資奨励事業者は6年間の法人所得税を免除
3. 下記に該当する場合、法人所得税免除期間を追加
 - ・5年以内に在タイ自動車部品メーカーの開発支援に5億パーツ以上を投じた事業者には、法人所得税免除期間を1年間追加し、合計で7年間とする。
 - ・5年以内に在タイ自動車部品メーカーの開発支援に8億パーツ以上を投じた事業者には、法人所得税免除期間を2年間追加し、合計で8年間とする。

【出所:タイ国投資委員会】

照会先：国際事業部（東京）電話 03 - 6704 - 2723
（大阪）電話 06 - 6268 - 6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載